

## (仮称) 大和風力発電事業 環境影響評価方法書に係る答申(案)

### 1 全般的事項

(1) 対象事業実施区域(以下「事業区域」という。)は、大部分が県立自然公園船形連峰内に位置しており、良好な自然環境が保全されている。また、事業区域内には、流域保全上重要な水源かん養保安林や水道水源特定保全地域が存在するほか、日本の典型地形である大規模な地すべり地が存在している。これらのことから、配慮書の段階で、事業区域の設定に当たっては、自然環境等への特段の配慮を求めたところであるが、方法書への反映が不十分である。

このため、事業区域の設定経緯について、環境保全の観点から環境要素ごとに技術的な根拠に基づく検討結果を記載するとともに、調査、予測及び評価の結果、影響の回避又は十分な低減ができない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、事業区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の再検討を行うこと。

(2) 事業区域周辺の住民、地元自治体及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。

### 2 個別的事項

#### (1) 水質

水道水源特定保全地域に風力発電設備等の設置が計画されているため、水道水源に対する影響について適切に調査、予測及び評価すること。

#### (2) 地形及び地質

事業区域の西側には、日本の典型地形「桑沼・升沢一帯(地すべり地)」が存在し、この地すべり地は、隣接する地すべり地も含め山地災害危険地区(地すべり危険地区)にも設定されている。これらのことから、学術上、防災上、重大な影響が懸念される当該地域について、事業区域の見直しを行うこと。

#### (3) 動物

イ 動物の調査において、踏査ルート及び調査地点が不足しているため、生息する動物の行動範囲や生活史等、特性を踏まえ追加すること。

ロ 夜行性の動物への影響を適切に予測及び評価するため、夜間調査を実施すること。

ハ コウモリ類の夜間サーチライトによる飛翔確認調査については、事業区域中央の尾根に加えて、別のコウモリ類の飛翔ルートとなっている可能性がある東縁側の尾根でも実施すること。

ニ 事業区域の沢筋には、ミゾゴイが生息する可能性があることから、それらの種の生息場所や行動範囲を踏まえ、適切に調査を実施すること。

ホ 小鳥の空間飛翔密度については、100m×500mの帯状区間において風車の回転する高度を飛翔する個体数を計測するなど適切に調査を実施すること。

#### (4) 植物

事業区域に含まれる特定植物群落及びその周辺の原生林は、保全上の重要度が高く、風力発電設備等の設置による近傍の開発により影響を受けるおそれがあるため、緩衝帯を設けるなど適切な環境保全措置を実施すること。また、隣接するミズナラ林及びブナの小径木林は、原生林に戻る可能性があるため、事業区域から除外すること。

#### (5) 景観

眺望点に主要な市街地や集落を加えること。また、可視領域図にて明らかに不可視となる地点は除外するとともに、近接して多くの地点を選定している箇所は、主要な地点に代表させること。

#### (6) 人と自然との触れ合いの活動の場

バードウォッチングサイト等、特に静穏環境における利用を前提とした活動の場については、文献だけではなく、地域の専門家等にも聞き取りをした上で、抽出すること。また、予測及び評価に当たっては、指標の設定も含め、適切な手法を用いること。

#### (7) 温室効果ガス

温室効果ガスの排出量については、ライフサイクルの考え方を基本とし、森林伐採や取付道路の新設・拡幅を含む土地の改変等の工事、設置される風力発電設備等の製造・輸送・稼働・廃棄等による排出量も含めて予測及び評価すること。

#### (8) 放射線の量

土壌の放射性物質濃度の調査について、検体採取方法及び検出機器など具体的な調査方法を記載すること。

#### (9) その他

事業区域は、水害で度々甚大な被害を受けている吉田川流域の上流に位置することから、事業の実施により、下流域の安全性低下を招くことがないように対策を検討すること。